

審議会等の会議結果報告書

【担当課】生涯学習部 生涯学習課 中央公民館

会議の名称	令和7年度 第1回茅野市公民館運営審議会		
開催日時	令和7年6月30日（月） 午前9時00分～午前11時		
開催場所	茅野市中央公民館 1階 第1会議室		
出席者	藤田とし子議長 横井幸子副議長 千野憲一委員 松木美希委員 澤井久一委員 矢崎昌彦委員 松下雅子委員 鵜飼恭子委員 王谷洋平委員 両角修委員 五味清美委員 柳澤美奈委員 山田教育長 小池生涯学習部長 矢嶋生涯学習課長 木川中央公民館長 五味教育係長 上田主査		
欠席者	島立幸男委員、東浦一雄委員、伊藤清子委員		
公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開	傍聴者の数	0人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容		
事務局	1 開会 ただいまから令和7年度第1回茅野市公民館運営審議会を開会します。		
事務局	2 委嘱書交付 公民館運営審議会委員については、社会教育法の規定により教育委員会が委嘱することとなっています。これより教育長から委嘱書をお渡しいたします。順番に席を回ってお渡ししますので、その場でご起立の上お受け取りください。 (委員に教育長より委嘱書を手渡す)		
事務局	3 教育長あいさつ それでは、教育長の山田よりごあいさつ申し上げます。		
教育長	皆さんおはようございます。皆様方、非常に多様で、それぞれのお立場で重要な方々にご出席いただいている方と思います。どうぞ今年度1年間、茅野市の公民館活動の活性化のため、また地域づくりのためによりしく願ひいたします。さて、ちょうど中央公民館の入り口に七夕飾りがありまして、ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、少し紹介したいと思います。「認知症になりませんように」「お金がほしい」これは皆同じ気持ちですよね。その次には「家族みんなが自立できますように」これも何となく気持ちが分かります。もうひとつ、「好きな人と一緒になれるように」。最後に、「大人になるまで平和でありますように」。この1か月間、かなりきな臭いニュースばかりで、本当に平和が続くといいなと思っています。 さて、5月20日に高齢者大学の入学式がありました。今年度の入学生は14人、在校生は65人、合計79名になります。最年長の方は92歳になります。高齢者大学という名前ではありますが、皆さん全く高齢者という雰囲気ではありませんでした。入学式の新入生代表挨拶の中で、「自分を磨く1年にしていきたい」とありました。高齢者の皆さん、自分を磨くと同時に、地域の課題、		

	人と人との繋がりが希薄化する中で、もう一度まちづくりや地域づくりに、高齢者大学の立場の中で色々な人と手を取り合っていく中で取り組んでくださっている方々ではないかと思います。実際、茅野市の公民館活動もかなり形骸化しないようにしなければなりません。茅野市の公民館活動、高く評価されていますが、今私たちも新たな公民館活動を作っていかなければならない。茅野市の行ってきた公民館活動の価値を十分噛み締めると共に、これからの新しい在り方というのを一緒に考えていただく1年間にしたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
事務局	4 自己紹介 それでは今年度初めての会議になり、新任の方もおりますので、名簿順に自己紹介をお願いいたします。 (各委員より自己紹介) (本館職員と欠席委員について事務局より紹介) ありがとうございました。本年度もよろしくお願いいたします。
事務局	5 会議の公開について (会議の公開及び非公開事項について説明) 本日の会議については公開とし、一部非公開とすることを決定します。
事務局	【審議会の成立報告】 茅野市公民館運営審議会規則第3条に規定により、委員15名中12名が出席しており会議は成立しています。傍聴者はおりません。
事務局	6 茅野市公民館運営審議会の役割について (公民館運営審議会委員とは、社会教育法抜粋、茅野市公民館条例抜粋、茅野市公民館運営審議会規則、公民館の組織と役割 に基づき説明) (※質問、意見等なし。)
事務局	7 正副議長の選出について ※茅野市公民館運営審議会規則第4条の規定により、委員の互選となることを説明。意見等なかったため事務局案として、議長に藤田とし子委員、副議長に横井幸子委員を提案し、承認される。
議長	【就任あいさつ】 皆様おはようございます。暑い中お集まりいただきありがとうございます。継続任期が長くなって参りましたが、今年また頑張って務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。中央公民館は昭和53年に新築されたのですが、その時からずっと関わっておりまして、その時にあった講座から発足したグループの長を長く務めております。当時は青年教室がありまして若者が多く集っていましたが、今は若いお母さんと子どもたちを多く見かけて、ちょっと時代が変わってきたかと思いますが、公民館自体は変わらないと思うので、皆様のご協力をいただきながら進めて参りたいと思います。

	よろしくお願いいたします。
副議長	副議長を仰せつかりました。藤田議長と一緒に皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	8 協議事項 (1) 令和7年度公民館事業の概要・予算について それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。協議事項(1)令和6年度茅野市公民館事業の概要・予算について、事務局から説明をお願いします。
館長	(中央公民館長より事業の概要について説明)
事務局	(事務局より事業の予算について説明)
議長	何かご質問ございますか。(質問なし)
議長	(2) 社会教育関係団体等の認定について ここで、会議を非公開とします。
議長	ここで会議を公開とします。
議長	(3) 施設使用料改定、減免見直しについて 事務局より施設使用料改定、減免見直しについてご説明ください。
事務局	それでは、資料をご覧ください。先日の議会で10月1日から使用料を改定するということで条例改正が議決されましたので、中央公民館も料金改定に向け今後動いて参ります。まずは使用者説明会ですが、毎年3月頃に行っておりますが、今年は延期しており、7月28日と29日に午前・午後・夜と区切りまして計4回開催いたします。改正前と改正後の資料を載せておりますが、これまで使用料は「使用許可を受ける時に納付しなければならない」としていたものを、「使用する時までには納付しなければならない」と改め、10円未満の端数を切り捨てることにいたします。 使用料の減免につきましては、社会教育関係団体は、週に1回、ひと部屋4時間まで使用料を免除しておりましたが、10月1日以降は半額免除ということで半額を負担していただきます。ただし、市が行う事業、国や県の事業、市の共催事業、公益性の高い事業等はその都度確認をさせていただき免除させていただけるか検討していくということになります。ここにつきましては、明確な基準が存在しませんので、事例を積み重ねていき今後検討していくという方針になっております。また、料金につきましては基本的に市民と市民以外という区分を無くし、金額も多少変わってきます。市外料金に比べ高くなる所安くなる所それぞれですが、このような料金体系を取っていきます。 また、先程から話題に出ていました運用に関しての部分ですが、今まで利用制限を週に1回、ひと部屋4時間までとさせていただいておりましたが、10

	月以降はこれを撤廃して、使用料をお支払いいただければ使用したい時間分使用できるということに改めようと思います。予約については、今までは社会教育関係団体の皆様は2ヶ月先までご予約いただけるようになっておりましたが、今後は月単位ではなく9週先ということで週単位に変更させていただきます。その中で、茅野市芸術文化協会加盟団体については12週先まで予約可能という優遇措置を取らせていただきます。
館長	先程もお話いたしました、やはり受益者負担として使っていただく方からお金をいただくという方針を示したと思っています。中央公民館としては去年この話が出てから、7月に座談会をして皆様のご意見を伺う機会を作ったり、社会教育関係団体へアンケートを取っていく中で、それなりの応分の負担は仕方ないだろうというご意見を多くいただき、中には色々なご意見もありましたが、概ね今回の変更を受容できるという内容でした。ご承知のように、例えばスポーツ少年団ではかなり喧々諤々とした議論がされましたが、その辺りも調整がついて、6月議会で議決されたということになります。社会教育関係団体は50%の使用料をいただくということです、第1会議室でしたら1時間あたり単価280円なので、半額で1時間あたり140円をご負担いただくようになるという考えでございます。予約は今申し上げたとおり、茅野市芸術文化協会加盟団体が窓口で予約する際には12週先まで、社会教育関係団体が窓口で予約する際は9週まで、一般の団体が窓口で予約したり、社会教育関係団体等が電話またはインターネットで予約する際は5週先までということにして、社会教育関係団体も含めて中央公民館へ来る方が優先的に予約ができるようにしたいと考え、このような改定にさせていただきました。議会ではご承認いただいておりますが、運用面について変えていけるようなところがあればご指摘ください。例えば先程出しましたが、公益性や公共性の高い事業については非常に多岐に渡りますので、皆様のご意見やデータを積み重ねた上で3年後の使用料改定に繋げていけたらと思います。これは中央公民館だけでなく、市全体の積み重ねになると思ってください。また、そのような意見を皆様に伺いながら進めていきたいと思っています。
議長	この件について、皆様から意見や質問はございますか。
委員	細かい話ですが、50%減のところでは単価を50%減とするのか、総額を50%とするのかで端数切捨ての部分が変わってくるかと思いますが、その点はいかがですか。条例で曖昧に書くのは良くないかなと思っています。
館長	利用申請を書いていただくときに、例えば社会教育関係団体が9時から12時まで第1会議室を使いたい時に、3時間×280円×50%となり、420円となります。端数処理は最後に行います。そのため、総額を50%とするということになります。
委員	何かしらにその旨を書いておかないと、例えば270円の部屋を単価で50%減にして、端数処理を先にするとおそろくズレてくるかと思っています。それを色々いう方もいるかもしれません。どこかに先程の説明を書いておくと思いいます。

館長	その辺りは説明会で使う利用の手引きの中に、料金の算定の仕方を書こうと思います。
委員	もうひとつ、先程の利用制限がなくなるという話で、社会教育関係団体は施設が開いていれば料金を支払っていつでも使えるというのは良いと思うのですが、芸術文化協会の方たちが一番早く予約を取るときに、全部予約を取ってしまえるのか、それともどこかの期限が過ぎてから、まだ部屋が空いていたら別に取りれるかという仕組みなのか考えておいてあげないといけないと思います。そうでないと、まず芸術文化協会加盟団体だけで予約を取ってしまって、社会教育関係団体が残りを取って、出遅れた団体は予約できないということになります。そういうことはあるのかなと思いました。この辺も何か上手な使い方のルールを徹底したりできれば良いのですが。
館長	どうしたらいいか難しい部分です。仰る通り、予約は早い者勝ちなんです。だから、広く誰でも使える機会としては今までのようなルールが有効なのですが、今回の改正では、部屋が空いていれば料金はいただきますがどんどん使っていただけるようになっております。
委員	どんどん使っていただけることは大いに結構なことだと思うのですが、先に芸術文化協会加盟団体に予約されてしまうと、社会教育関係団体は予約できないということになるとそれは困るかなと思います。一般の方は、空いていれば使用できるという扱いかもしれないんですが、かといって本当はこの日使いたいんだけど、空いてたら後から取ってねというのも言いづらいかなと思いますし、使う側も予定が立たなくて行けないかなと思います。
館長	ただ、たくさん部屋を予約した時に料金が発生するという問題と、先にたくさん予約を取ってキャンセルが重なってしまう場合が想定されます。その場合は、キャンセルしても返金ができないようにしようと思っております。
委員	新しい条例を見ると、そうはなっていないですね。今までは予約確定の時に支払ってくださいということですが、改正後は使用する時までには支払うようになっているので、何なら前日に全部キャンセルしてしまえばいいのでしょうか。
館長	前日キャンセルが適当なのかという話ですが、それを良しとすると、使いたい人が使えないじゃないかという議論もあります。
委員	今、ホテルなんかでもそこは問題になっているようです。
事務局	茅野市公民館管理規則というのをこれから一部改正するのですが、それは今ここには載せていないです。条例があって、その下に管理規則があるのですが、管理規則で今の仰られた話について補てんします。
館長	何かしらキャンセルについて制限を加えた方が良くかもしれませんね。

委員	皆に分かっておいてもらった方が良いですね。
委員	早い者勝ちという話がありました。社会教育関係団体が競合した場合はどのようにしますか？ 当事者同士で相談していただくようなことをしている自治体もあると聞いています。そういった仕組みのようなものがあつた方が良いのかなと思います。また、先程の使用キャンセルの問題もあります。キャンセルの後に部屋が空いたら、その部屋は使えるんですけど、予約が間に合わないこともあるかと思います。やはり競合した時にどうするのかを考えておいた方が良いのかなと思います。
議長	今は電話等でも予約があっても、競合はないですよ。
館長	競合というか、すでに予約が入っていますとお伝えするだけです。
議長	そうですね。空いてませんと言われたらそれまでですよ。
館長	今も早い者勝ちの状態ではあるので、その辺を調整するとすれば、調整会議のようなものを行うようなことも一案として考えられます。ちの地区コミュニティセンターの体育館や、スポーツ健康課の施設などはそうなっていると思います。そのようなことをするかどうかですね。ただ、その会議をすると皆さんに集まってもらわないといけないので、どうやって行かうかの課題があります。ただ、今も使っている皆さんは、予約に来たら「使いたい日にすでに予約が入ってしまっている」や、「いつもこの日は先にこの団体が入っていて使えない」などは仰られることはあります。だからといってまったく活動できない訳ではなく、その度に違う部屋にするなど工夫して使用していただいています。調整会議で喧々諤々するような話になってもいけないので、今までしてきたことはそのまま続けていきたいなと思います。しかし、仰るようにあまりにも使用が偏ってしまう場合は対策を考えなければならないと思います。今回は垣根を取り払うという意味で、空いていれば使用できますという形をとりたいと思います。痛し痒しの部分はあるかと思います。
議長	垣根をなくすのであれば、芸術文化協会のような優遇はしないで、電話での予約を今は4週先までですが5週先までにするとか、2つくらいのルールで決めてしまった方が良くと思います。今。芸術文化協会は12週先まで、社会教育関係団体は窓口で9週先まで、電話予約は5週先までと色々です。5週をやめて9週にするなどまとめてしまっていはいかがですか。
館長	そうすると、社会教育関係団体のメリットが薄れてしまうんです。
生涯学習部長	議員さんからそういったご意見はいただいております、社会教育関係団体のメリットやインセンティブは検討していただきたいと。
館長	議会で出たのは、市民・市民以外の利用料の差を無くしたことについて、市民の人は施設によっては例えば誕生日デーとか茅野市民デーを作って、優先的

	に取れるように検討してはという意見でした。中央公民館としても、それに沿って社会教育関係団体については予約の優先というインセンティブをつけて、活動を支援していきたいと思っています。予約のできる日については、今まで月単位だったものが週単位になったというだけのことで、ひと月、ふた月という今までの差を変えただけになります。その辺りの予約の考え方は定着して来ていると思うので、これまで通り実施していきたいと思います。ただ、仰るように細かくしすぎてわかりづらくなってしまっはいけませんので、なるべく簡単にはしていきたいがインセンティブをつけたいと考えております。最初はインターネットでの予約も4週先までと考えておりましたが、やはり分かりづらいかと思い5週先までと改めようと考えております。またインターネットを除いて、中央公民館の予約は使用申請書を書いていただく必要があります。電話での予約は申請が完結しておらず、あくまで仮予約なので、本予約は中央公民館に来て申請書を書いてもらった時に行います。
議長	今のは中央公民館の話ですよね。地区コミュニティセンターはどうですか。今はほとんど電話での予約です。
館長	今度は地区コミュニティセンターも申請書を記入するようになるかもしれません。
生涯学習課長	地区コミュニティセンターも社会教育関係団体が使用する際は2分の1の使用料をいただくので、地区コミュニティセンターでも書類のやり取りについてどうしていくか検討しているところです。
館長	今までは無料だったから電話で受けるだけで良かったのですが、今度は使用料が発生してくるので、お金の流れを記録に残すとすれば、やはり申請書を書いていただいて、お金を払っていただくということになるかと思います。そのやり取りの方法は今検討しているところです。
議長	今のところは申請書を書いて、お金を払っていくということですね。
館長	それで予約が成立します。そして、使用許可書を発行する流れになります。お金は使用するまでに支払ってください、ということです。
議長	電話で予約をした場合は、使用する前までに申請書を書きに行くということですね。
館長	それは今でも同じで、電話で仮予約を受けて、申請書を書きに来てくださいという話をしています。地区コミュニティセンターを使っている団体は、使用料がかかってくるということになるので、少し今までよりご負担があるかもしれません。費用がかかるのであれば、きちんと記録を残していくことになります。今度、学校の体育館でもお金がかかりますから、借り方、払い方などはこれから詰める部分もあります。
議長	キャンセルがあった時に返すときなど、事務の手間が大変になるかと思いま

	す。市で災害があつて使用ができなかった場合は仕方ないけど、基本的には返還しないということにしないと大変かと思います。
生涯学習部長	規則の中で確認していきたいと思います。
館長	後は、天気が非常に荒れていて、こちらも来てもらっても対応ができないような時はお返ししないといけないかなと思います。ただ、日程変更になりましたというような理由だと、支払い済みの場合はお返ししません、としていきたいと思います。ただ、公民館としては当日までにお支払いいただければ良いため、利用していただく皆様には「利用の当日にお支払ください」とお願いする予定です。当日支払っていただければ、キャンセル料などが発生しにくいと考えています。無断キャンセルの場合は徴収しようと思います。
議長	夜の事務員はいるのですか。
館長	委託業者の方がいます。夜も支払ができるようにしたいと思います。
議長	地区コミュニティセンターはいませんか？
館長	地区コミュニティセンターは人がいないので、どうなるんでしょう。
議長	ちの地区コミュニティセンターは暗証番号で鍵が開閉できます。
館長	どうなるかここでは確認できませんが、対応はされると思います。
委員	インターネット予約という枠がありますよね。一市民としてというか、何か使う者として、窓口を一本化して、予約台帳に記入されたら予約完了という風にした良いのではと思います。というのは、この間マイナンバーカードの更新に行ったのですが、ネットで予約ができますと案内があり、5営業日より先の希望日を3つくらい入れてくださいとあって、数日後に予約成立の連絡がありますとのことでした。もしこのインターネット予約というのがその程度の精度であれば一本化した方がいいのかなと。そして、マイナンバーセンターに電話をしたところ、今日の夕方5時なら対応できますと言われました。紙の台帳があるなら、窓口または電話のみにするなど、一本化した方が皆に分かりやすいのかなと。あと、インターネットといっても窓口で予約があった場合などリアルタイムで反映されている訳ではないと思うので、私の方が先にメール送ったのに、などそういう問題ばかり出てこないかなと。運用の仕方をやりやすいように整えた方が良くと思います。
館長	中央公民館のインターネット予約は、誰でもできるのではなくて、社会教育関係団体の中でもアカウントを与えた団体しか予約できず、本来窓口での申請では書かなければならない使用申請書を書かなくてよいという風にしています。仰る通り色々な手段がありますので、色々な事例があるのであればその辺りも決めていかなければならないかと思っています。

委員	もしかすると、今部屋の使用率が低いから何とかして使ってくださいということかもしれませんが、民間と比べると使用料はとても安いと思いますので、沢山部屋を予約された時に部屋の取り合いになってしまうかと思います。
館長	その辺りは運営していく中で色々出てきましたら、皆様にご相談差し上げたいと思います。
議長	ここでまとめるという訳にはいかないと思いますが、事務局の方でよろしくお願いいたします。
館長	きちんと使用に関する説明会を開催させていただいて、希望に沿うような形で利用していただけるようにしたいと思います。色々な課題が出てきましたら、整理して、皆様へもご相談させていただきたいと思います。
議長	(4) 中央公民館とパートナーシップのまちづくり推進課の統合について 続いて、中央公民館とパートナーシップのまちづくり推進課の統合について、事務局よりご説明をお願いします。
生涯学習課長	よろしくをお願いいたします。資料は先ほどお配りしたカラーの紙なんですが、本日は口頭でご説明差し上げます。今年度から委員の方もいらっしゃいますが、昨年度からこういった話題に対して公民館運営協議会の皆様からのご意見等伺いたいということで、頭出しをさせていただいていたところになります。今日はこの件が何の目的で行うのかをお話させていただいて、ご感想などをいただきたいと思います。冒頭、教育長のあいさつの中で新しい公民館の在り方について話があり、館長からもそういったお話がありました。その部分の話になります。この話をする前に、地方自治の枠組みという話からさせていただきたいと思います。地方自治というのは地域社会を運営していくための仕組みになりますが、地方自治は住民自治と団体自治の両輪で成り立っているものになります。ともすると、団体自治の市役所が中心だという風にとられてしまいがちなんですが、決してそうではなく、区・自治会やボランティア活動なども無ければやはりこの社会が回っていかないということです。構成団体としては資料をご覧の通りなのですが、住民自治と団体自治は密接な連関関係にあるといわれています。ひとつ例を挙げますと、消防。団体自治では消防署、住民自治では消防団です。もし消防団がないと、団体自治の消防署で何から何までやらなければならないという話になります。火災予防、防犯活動、初期消火など。でも、消防署だけでそれらをすべて行える訳がないと思います。災害の例と見るとよく分かるのですが、阪神・淡路大震災の時に消防車が来られなかったという例があります。どこの災害でも同じかとは思いますが。その中で、やはり住民自治の活動があるからこそできたことがあると思います。消防団がそれをやってくれるからこそ、その部分はお任せして団体自治の消防署としては他のことができるということになります。神戸では化学消防車を導入するなど設備を高度化するといった例もあります。 そして、両輪で成り立っているんですが、それぞれの団体がそれぞれの役割があり、一緒に行うこともあります。茅野市ではこれをパートナーシップのま

ちづくりと言っています。第1ステージ、第2ステージという話の中では、第1ステージではどんぐりプランや福祉21を作った市民の皆さんが市政に参画し、プランを作ってそのまま実践をしていただいています。第2ステージでは、地区コミュニティ運営協議会を作って、地域との協働を行っています。この中で、公民館活動という言葉がないんですが、これはどこになると思いますか？ これは、住民自治ですね。住民自治の区・自治会の中では区行政もありますが分館活動もあります。自分たちで自分たちの住むところを良くしていこうというのが、公民館活動のひとつの目的ではないかと思います。そうすると、中央公民館はどこに当たるのかになります。中央公民館は団体自治の部分ではあるんですが、この住民自治を支援するためにあるんですよね。本館ありきでその下に地区館があって、その下に分館があるという組織図はあるんですけど、やはり主になるのは区・自治会の中の分館であるということだと思います。それを支援するのが地区館であり中央公民館であると思います。支援の中身としては、皆さんが自由な活動を行うたまり場として使えるように支援していくことかと思っています。残念ながら本館と地区館は有料になってしまいました。

住民自治を支援する団体としてもうひとつあるのが、パートナーシップのまちづくり推進課です。何を支援しているかというと、地区コミュニティ運営協議会を支援しています。地区コミュニティセンターの中を見ていくと、区長会はパートナーシップのまちづくり推進課で、分館長主事連絡会は地区公民館のが支援しています。支援する機関が市役所の中に2つあるということになります。それぞれがそれぞれの支援を行っているので、頭が2つあるような感じで、またそれぞれの機関が連携しているようで連携できていない部分があるというのが長年の課題となっていて、その部分はひとつにしようという話になります。それが組織統合なのですが、それが目的ではなく手段です。住民自治を支援する機関をひとつにすることによって色んな支援をして、住民自治により頑張ってもらいたい、力をつけてもらいたいというのが目的になります。これは行政にお金がなくなってきたから住民に押し付けているんじゃないかとよく言われるんですが、そうではないです。お金がなくなってきたというのは確かに事実なんですが、先程から申し上げているように、本来、地方自治というのは団体自治と住民自治の両輪で成り立っていて、密接した連関関係にあるということです。公民館の社会教育関係団体の中で、生涯学習という形で皆様の団体の活動があるのですが、分館もそうですが、今は専ら話の中心がレクリエーションになっています。それ自体は大事で、それがあからこそ住民同士の連帯意識にも繋がると思います。しかし、新しい公民館の形という話がありましたが、公民館活動はやはりレクだけのものではない。自分たちの地域の問題を自分たちの力で解決していこうという学びの場でもありますし、対話の場でもあると思います。そういった中で、話し合うための材料やネタを提供するという大事な役割があります。そこが社会教育や生涯学習という話に繋がってくる部分だと思います。ですので、これから単なる組織統合だけでなく、新しい公民館活動の形をめざす、むしろ本来の公民館活動の形に戻すというのをこれから考えましょうというところです。そうすると、社会教育とは何かという部分や、社会教育と生涯学習の違いについても話し合っていかなければと思います。その中で、公民館運営審議会の役割というのも議論しなければと思います。全体的に、住民自治の場としての公民館を活性化・推進するため

	にはどうすればいいかというのを話し合う場になるのではないかと私は思っています。皆さんと我々で一緒に学びながら、こういった議論をさせていただけたらと思います。 先週金曜日に社会教育委員の会議がありました。社会教育委員の皆様から、社会教育って何をすればいいのかという話がありました。これは茅野市だけでなく、全国的にそういう状況で、会議の中ではそもそも社会教育って何だろうという話になりました。それではその辺りを2年間かけて時間かけて話し合っ、て、本来の社会教育の役割を見つけましょうという話になりました。それも含めて、全体的に団体自治も弱ってきており、住民自治は担い手不足で弱ってきています。だけど住民自治と団体自治の両輪でやっていかなければいけないということは確かですので、団体自治は行財政改革を進めていきますが、住民自治では公民館が核になるのかと思っています。今後も引き続き、こういった話をさせていただけたらと思います。長くなりましたが以上です。
議長	ありがとうございました。何かご質問などありましたらお願いします。
館長	今、ゆいわーく等を使っている団体と中央公民館を使っている団体で、同じような団体も多くありますので、やはり協働して一緒にやっ、ていこうというの、もひとつかと思、います。
議長	ゆいわーくはパートナーシップのまちづくり推進課の管理ですか？
館長	そうです。中央公民館は生涯学習課です。団体によって部署が違、うのはどうかという話もあ、って、もっと有機的に話ができればと思、います。
委員	ゆいわーくを管理している課と中央公民館を管理している課を一緒、にしようという話ですか？
館長	どうしたら一緒にできるかなというのを考えています。何が違、うのか、とい、う話もあります。
生涯学習課長	長野県で公民館活動は盛んだったじゃないですか。「信州の公民館7つの原則」というのがあります。でも、東京都の武蔵野市みたいに公民館がないところもあ、って、そこはコミュニティセンターがあります。コミュニティセンターを自主運営して、そこが住民自治の場になります。そうこうしている間にボランティアの方が増え、それを支援する市民活動センターというのができました。三本立てのようなどころで来、ていますが、これらは別々でなくてよいのではないかとい、うことで、茅野市では今後実施していき、たいと思、います。今後、この話をし、ていくにあ、たって、9月に松本大学の白戸洋先生に講演会をしていただきます。この間の茅野市公民館分館職員研修会でも講師を務めていただ、いたのですが、本来の公民館活動を自分の住む地域の中で実践されてきた方な、んですが、中央公民館の主事の方で企画をしま、したので、ぜひ皆さんにご参加い、ただきたいと思、います。また、帝塚山大学の中川幾郎先生を呼んで講演会等、を行う機会もありますので、その際はご案内差し上げようと思、います。

事務局	また別途ご案内いたします。
議長	皆様、時間を作って、参加をお願いいたします。
議長	(4) その他 続いて、その他として視察研修について事務局より説明をお願いします。
事務局	例年、9月中旬から下旬に開催予定の第2回の審議会に併せて視察研修を実施しておりますが、今年度は10月1日に使用料の改定を控えておりますので、時期をずらして実施したいと考えております。今のところ、寒い時期になりますが12月に開催予定の第3回の審議会に併せて実施したいと思います。具体的な場所はこれから検討してまいります、県内の公民館施設の視察を考えております。以上です。
議長	この件について、何かご質問等ございますか。
委員	では9月は通常の審議会になりますか？
議長	そうですね。では事務局で決まり次第、皆様へお知らせください。特別にどこへ行くというのは決まってませんか。
館長	何かご希望がありましたら教えてください。
議長	まだ日がございますので、何かありましたら仰っていただけたらと思います。
事務局	よろしくお願いいたします。
議長	8 その他 その他、全体を通して何かありますか。
委員	昨年・今年に自身の区で分館長を務めております。地域の方と最前線でお付き合いをする中で、ジェネレーションギャップというものを強く感じています。実際に公民館活動に来て関わっていきたい子どもたちやその保護者との意識の違いをひしひしと感じています。よく考えたら、コロナで色んな行事がなくなって、ゼロから公民館とはというのを考えていくのが大事かと思っております。頑張って行こうかと思っています。本来、この会議の中でするような話ではないかもしれませんが、視察等行いながら雑談等をする中で出てくことは、意外と実際の活動には合っているのかなと感じています。概念的な話ですみません。
館長	雑談の中から色んな情報が生まれてくると思います。研修視察も含めて、よろしくお願いいたします。
生涯学習課長	公民館運営審議会はそういったお話の意見交換の場でもあると思います。

議長	この間、縄文のことで、市民館でイベントがありました。もう少し茅野市も一生懸命やっていただきたいなと思いました。山梨の方たちの行事でしたが、国宝の出土した史跡を大切にしなければいけないなと思いました。この間、参加して私は涙が出ました。茅野市があまりにもないがしろにしているようにも感じて。今日は若い方々が審議会に入っていて、大変心強く思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日の議題は全て終了しました。それでは、閉会のあいさつを副議長からお願いします。
副議長	9 閉会 以上を持ちまして令和7年度第1回茅野市公民館運営審議会を閉会します。 ～午前11時 会議終了～